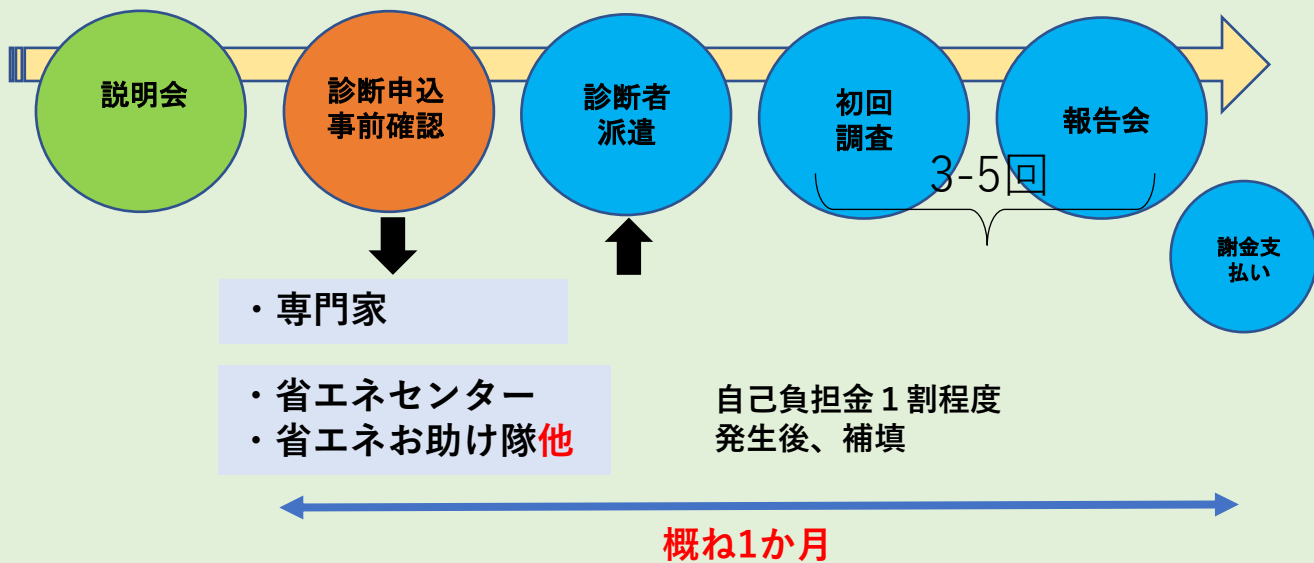


令和5年度 省エネ再エネ設備導入補助金制度

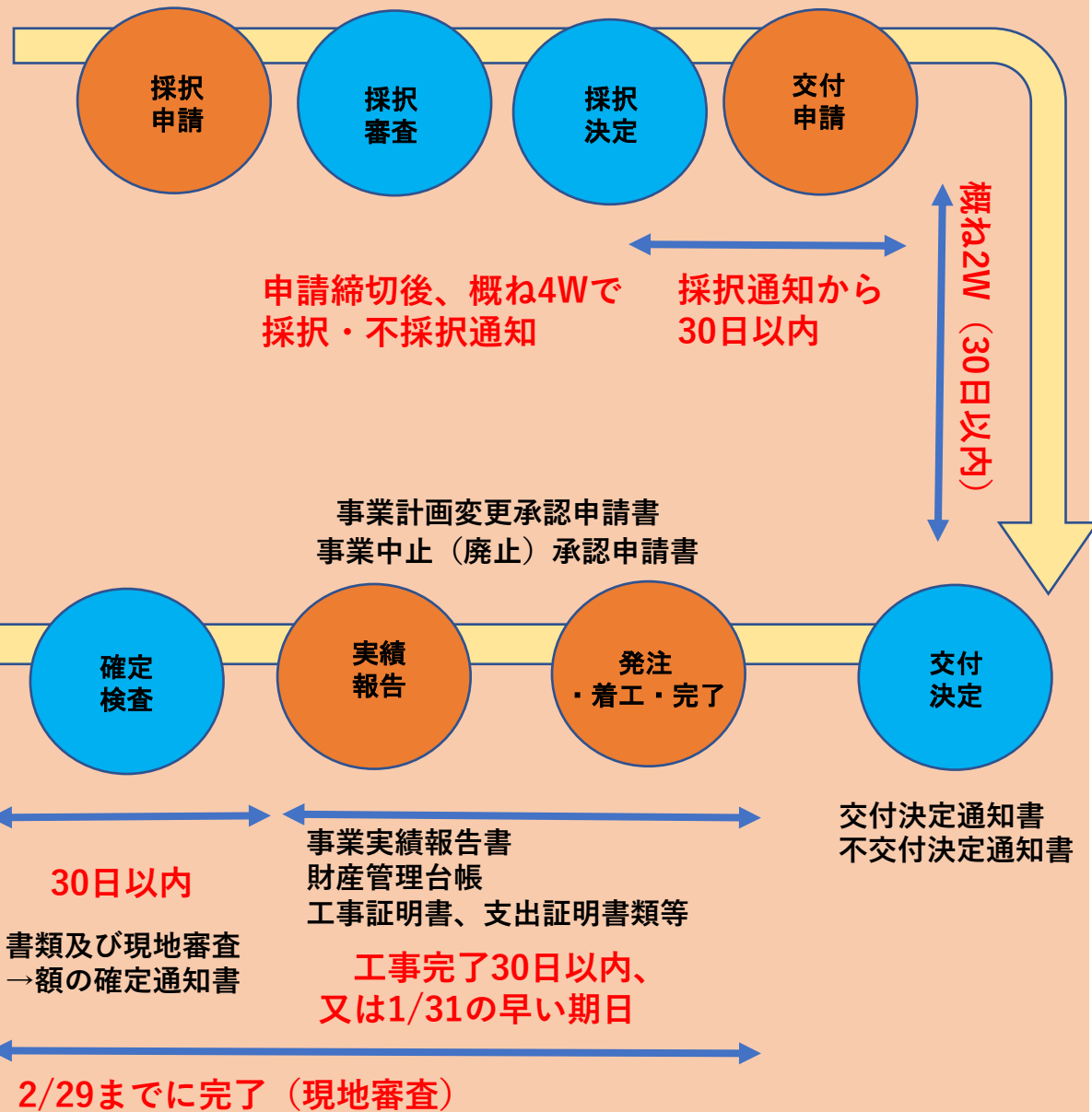
(公財) 滋賀県産業支援プラザ
連携推進部 CO2ネットゼロ支援室

補助金申請フロー

「省エネ診断」



「省エネ・再エネ設備導入補助金」



補助金の額

1.省エネ設備

照明設備や空調設備等、設備の更新・導入に対して金額補助します

補助率：1/3以内（上限100万円） *1GJあたり1万円が限度

2.再エネ設備

発電設備等、設備の導入に対して補助します

補助率：1/3以内（上限額 対象設備により10万円～200万円）

※指定避難所となる事業所は補助率等を優遇します

補助率：1/2以内（上限額 対象設備により75万円～300万円）

*「指定避難所」とは、耐震性を有し、かつ、災害時において地域の避難所として（文書）で指定された施設を指します

設備別補助限度額

補助対象設備		補助限度額		
		中小企業者等（1/3以内）	指定避難所（1/2以内）	
省エネ設備	省エネ診断において助言、提案を受けた省エネ対策につながる設備の整備	100万円 ただし、エネルギー削減量1GJあたり1万円を超えない範囲とする。		
再エネ設備等	発電設備	太陽光発電	発電出力1kWあたり4万円を乗じて得た額 (上限50万円)	
		太陽光発電+蓄電池	発電出力1kWあたり7万円を乗じて得た額 (上限100万円)	発電出力1kWあたり10万円を乗じて得た額 (上限150万円)
		風力発電	100万円	150万円
		小水力発電	200万円	300万円
		バイオマス発電		
	熱利用設備	太陽熱利用	200万円	300万円
		バイオマス熱利用	200万円	300万円
		地中熱利用	200万円	300万円
		下水熱利用	200万円	300万円
		その他熱利用	100万円	150万円
	燃料製造設備	バイオマス燃料製造	100万円	150万円
	エネルギー利用設備	ガスコージェネレーション	200万円	300万円
		燃料電池	200万円	300万円
		蓄電池	蓄電容量1kWhあたり5万円を乗じて得た額 (上限50万円)	蓄電容量1kWhあたり7万円を乗じて得た額 (上限75万円)
		次世代自動車+V2H		100万円
V2H単体		10万円		

対象事業者

補助対象事業者

1. 中小企業者等であり、県内に事業所等を有する

* みなし大企業は対象外 * 詳細は手引き参照

2. 県税に滞納がない及び事業活動において関係法令等に基づく許認可等の必要な手続きを完了している

3. 事業者又は役員等が暴力団と社会的に非難される関わりを持っていない

4. 事業者行動計画の任意提出者

* エネルギー使用量（原油換算）が1500KL未満等の事業者

* 再エネ設備のみ導入する場合はこの限りではない

5. 過去に滋賀県から省エネ設備等に関する補助金交付を受けていない
（* 再エネ設備のみの導入は対象とするが、設備の更新は対象外）

補助対象事業

補助対象事業

- 1.設備の導入に要した経費の内、本工事費・付帯工事費・設備費とし、消費税及び地方消費税、処分費・設計費等は対象外とする
- 2.エネルギー管理士等、有資格者による省エネ診断において助言、提案を受けた省エネ対策につながる設備
 - *再エネ設備については、新規開業等省エネ診断が出来ない場合を認め、助言・提案以外の設備も対象とする
- 3.以下の設備は対象外とする
 - ①生産設備及び事務用機器
 - ②国及び関連団体から補助金交付の見込みである設備
 - ③資産対象にならない、可動式の設備等（詳細はQ&A参照）
- 4.交付申請時点において事業未着手（発注未）である
- 5.補助対象設備毎に、補助対象経費の総額が60万円以上である

補助要件のポイント

省エネ設備

- 省エネ設備は、次の**何れか**を満たすこと
- ①対象事業所全体の過去1年間のエネルギー使用量に比べて**5%以上**の削減が見込まれること
 - ②対象事業所全体で**100GJ以上**のエネルギー使用量の削減が見込まれること

再エネ設備

太陽光発電設備等、補助金の交付を受けた発電設備で、発電した電力は**年間3600KWh以上且、50%以上**の電力を自家消費する

*根拠資料添付（施工業者等作成）

- ①年間想定発電電力量
- ②自家消費電力量

< 共通 >

- ①補助対象設備の発注（契約）の事業者及び施工を行う事業者は、県内の本社又は支店等の事業所を有する事業者であること。
- ②当年度内に補助金の交付を受けられる設備は、**1事業者あたり**補助対象設備の**何れか一つ**とする。但し、以下設備の組み合わせはこの限りではない。

複数設備導入の組合せと補助限度額

設備	補助限度額
省エネ設備 / 太陽光発電 + 蓄電池	100万 + 100万 = 200万
省エネ設備 / 太陽光発電	100万 + 50万 = 150万
太陽光発電 + 蓄電池 / V2H	100万 + 10万 = 110万
太陽光発電 / V2H	50万 + 10万 = 60万

その他の変更、注意ポイント

- 設備本体及び工事費用の見積書については、**2者（社）以上**とする
- 支出証明書類の写しについては原則、**振込証明書**とする
* **現金払い（領収書）は不可**とし、**手数料は発注者負担**とする
- 納税証明書については、**滋賀県知事承認のみ**を対象
- 案件採択後、本体仕様及び工事内容変更に伴う**補助額上乘せは不可**
- 実績報告書（事業報告書）における決算額は、**消費税込みの額で記載**
- LED照明への更新では、**電球のみ及び電気工事を伴わないシーリングライトへの交換**は補助対象外とする

採択の判断基準

原則として、**費用対効果の高い事業や再エネ設備を優先的に採択**します。また、債務超過で経営の改善が見込まれない等、事業計画の遂行に支障が認められる場合は、不採択となる場合があります。

* 不採択の場合、再申請は可能です。その際、同一の事業計画でも問題ありませんが、優先となる再エネ設備やより費用対効果の高い事業計画へ変更されても問題ありません。

【令和5年度省エネ再エネ等推進加速化事業大日程】

活動内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
セミナー&説明会	事業説明会	▼ 5/9 地区別説明会 (週末)	▼▼▼▼▼											
省エネ診断		▼ 5/10~HP公募開始・診断開始	→											
省エネ再エネ補助金		▼ 5/10~ 補助金公募開始	←											
			▼	→										
			~6/30 第1回締切	採択決定通知	-----▶ 交付申請・決定通知									
				▼	→									
			~7/31 第2回締切	採択決定通知	-----▶ 交付申請・決定通知									
				▼	→									
			~8/31 第3回締切	採択決定通知	-----▶ 交付申請・決定通知									
				▼	→									
		~9/30 第4回締切	採択決定通知	-----▶ 交付申請・決定通知										
			▼	→										
		~10/31 第5回締切	採択決定通知	-----▶ 交付申請・決定通知										
										1/31▼ 実績報告 書類提出	2/29▼ 現地確認 完了			
			←----- 実績報告~確定審査 ----->											

お問い合わせ方法について

Q & A : 原則、**電子メール**でのお問い合わせ並びに回答とさせていただきます

アドレス : **co2@shigaplaza.or.jp**

*なお、お問い合わせ後3営業日を超えて産業支援プラザより回答が無かった場合は、お手数ですが以下連絡先へ電話にてお問合せ下さい

 **077-511-1424** CO2ネットゼロ支援室
竹本又は西澤

以下参考

【参考】「中小企業者等」（中小企業経営強化法第2条第2項に規定する中小企業者等ほか） * **資本金の額又は従業員数**

区 分	資本金の額等	常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
組合等、社会福祉法人、特定非営利活動法人、 医業、その他法人格を有する民間事業者	10億円以下	2,000人以下

※ただし、以下の中小企業者等（みなし大企業）は対象から除きます。

- (1) 発行済株式の総数または出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価額の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員または職員を兼務する者が役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

事業計画変更承認申請事由

- 1.補助対象経費の総額の20%以上の変更
- 2.事業の実施場所の変更
- 3.補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更
- 4.その他計画内容の大幅な変更

上記に掲げる変更内容の何れにも該当しない軽微な変更はこの限りでない

決定の取り消し事由

- 1.要綱（手引き）及び規則に違反した事により、支援プラザの指示を受け、この指示に従わないとき
- 2.補助事業の内容が、要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき
* 削減効果の要件等
- 3.補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為があったとき
- 4.交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

主な申請書と添付資料

採択申請書



交付申請書



事業実績報告書

添付書類

- 1事業計画書
- 2事業説明資料
- 3事業者行動計画書
(県の環境事務所への提出前可)
- 4省エネ診断結果 (写し)
- 5財務諸表
- 6会社案内
- 7.登記事項証明書
又は住民票
- 8.県税の納税証明書
- 9.提出前チェックシート

添付書類

- 1.提出前チェックシート
*採択申請時と変更のない場合は、左記添付書類は省略可
*事業者行動計画書は県の環境事務所へ提出済であること
*びわ湖環境クレジット入会届 (照明機器更新のみ)

添付書類

- 1.事業報告書
- 2.工事証明書
- 3.支出証拠書類の写し
- 4.事業実施の状況が判る写真
- 5.事業報告書に定める書類
- 6.提出前チェックシート